

三十四 第二条第四十号の停止表示器材	第一百五十号
三十四の二～三十四の四 (略)	(略)
三十四の五 第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第一百四十四号
三十四の六 第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	第一百五十一号
三十五 第二条第四十一号の方向指示器	第一百四十八号
三十五の二～三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係) (略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
(略)	8 以上
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	
(略)	(略)
(略)	(略)

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)

第四条 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

三十四 第二条第四十号の停止表示器材	第二十七号第四改訂版
三十四の二～三十四の四 (略)	(略)
三十四の五 第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	第一百四十四号
三十五 第二条第四十一号の方向指示器	第六号改訂版 第五十号
三十五の二～三十八 (略)	(略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係) (略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
(略)	8 以上
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	
(略)	(略)
(略)	(略)

改正後

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験 項目別費用額
一～百二十二の二 (略)	(略)
百二十二の三 保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十二の四 保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十三～百三十一 (略)	(略)
備考 (略)	

改正前

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験 項目別費用額
一～百二十二の二 (略)	(略)
百二十二の三 保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	二十七万円
百二十三～百三十一 (略)	(略)
備考 (略)	